

議案第4号

みよし市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和6年3月1日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、議員報酬の額等を引き上げるため必要があるからである。

みよし市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例

(みよし市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 みよし市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和40年三好町条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表議長の項中「496,000円」を「502,000円」に改め、同表副議長の項中「425,000円」を「430,000円」に改め、同表常任委員長の項中「397,000円」を「402,000円」に改め、同表特別委員長の項中「397,000円」を「402,000円」に改め、同表議員の項中「385,000円」を「390,000円」に改める。

(みよし市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 みよし市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（令和5年みよし市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条のうちみよし市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第6条第2項ただし書の改正規定中「100分の167.5」を「100分の170」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

みよし市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正新旧対照表（第1条関係）

改正案		現行	
(議員報酬の額) 第2条 議員報酬月額、別表のとおりとする。		(議員報酬の額) 第2条 議員報酬月額、別表のとおりとする。	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区分	議員報酬月額	区分	議員報酬月額
議長	<u>502,000円</u>	議長	<u>496,000円</u>
副議長	<u>430,000円</u>	副議長	<u>425,000円</u>
常任委員長	<u>402,000円</u>	常任委員長	<u>397,000円</u>
特別委員長	<u>402,000円</u>	特別委員長	<u>397,000円</u>
議員	<u>390,000円</u>	議員	<u>385,000円</u>

みよし市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（令和5年みよし市条例第41号）の一部改正新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
第2条 みよし市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。 第6条第2項ただし書中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の172.5」を「 <u>100分の170</u> 」に改める。	第2条 みよし市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。 第6条第2項ただし書中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の172.5」を「 <u>100分の167.5</u> 」に改める。